

# 令和3年度事業報告書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

特定非営利活動法人

みんなでスクラム生活支援センター

## 1 事業の成果

引き続きコロナ渦の中で作業所・居宅部門においても、とにかく3密回避・手洗い・消毒・換気などの対策を徹底し、感染者を出さないように気を付けてきました。

幸いなことに利用者から一人の感染者も出さずに1年を過ごすことができました。これが大きな成果だと思います。コロナ渦を要因として取引先を取り巻く環境は厳しく、作業所の受注も減少基調。移動支援事業も大きく需要が減少している状況が続いています。

一方で居宅介護事業は順調に推移しており、経常収益は前期並水準を確保できました。

## 2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業員の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
支援法に基づく障害福祉サービス事業(居宅介護) 定款5条第2項 支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援) 定款5条第4項 介護保険法に基づく居宅サービス事業(訪問介護) 定款5条17項	知的・身体障害者の仲間に対して 家事援助・身体介護及び重度訪問介護事業及・移動支援を通じて生活全般の援助をおこなう事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	63名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 65名	219,789
一般乗用旅客自動車運送事業 定款5条第11項	一般交通機関の利用の困難な、障害者等に、一般乗用自動車運送事業に基づき、介護用タクシーの運行を行う事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 を中心とする地域	3名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 18名	516
支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業 定款第5条第14及び15項	障害者の方が福祉サービス事業者及び様々な社会資源を利用して地域で自立して生活できるようにする為に、サービス等利用計画書の作成を通じて支援していく事業。	年間を通じて毎日	安佐北区 安佐南区 東区	10名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 199名	2,255
支援法に基づく障害福祉サービス事業(就労継続支援B型・生活介護の多機能型事業) 定款5条第2項	生産活動、その他の活動の機会の提供のための事業と、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の援助を行う事業と合わせた多機能型事業。	週5日 作業所暦通り	安佐北区	33名	身体障害者 知的障害者 精神障害者 90名	143,748

※ 従業員の人数には事務職は含まれていません。

※ その他の事業に関しては、実施は規定していません。

※ 支援法とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の略

366,308